

日永浄化センターほか
第2期包括的民間委託
発注支援業務委託

特記仕様書

令和7－8年度
四日市市上下水道局

日永浄化センターほか第2期包括的民間委託発注支援業務委託
特記仕様書

第1節 共通事項

1. 業務の目的

本業務は、現在本市が契約している「日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託」（以下「第1期包括」という。）の業務期間が令和8年度末をもって終了する予定であることに伴い、令和9年度から令和13年度までを業務期間（予定）とする「日永浄化センターほか第2期包括的民間委託（仮称）」（以下「第2期包括」という。）における業務範囲や業務内容の検討、委託費の積算、第2期包括の受託者選定などの業務開始に至るまでの支援業務を行うことを目的とする。

2. 費用の負担

本業務における資料の収集・調査などに伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、第2期包括の業務開始までに必要なすべてのものは原則として受託者の負担とする。

3. 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

4. 中立性の堅持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

5. 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

6. 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

7. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって委託者の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者届
- (4) 業務計画書
- (5) 部分完了届（令和7年度末）
- (6) 完了届
- (7) 成果品（第3節第16項記載のもの）

業務計画書は、工程表、業務担当割、担当者連絡先、品質管理体制、緊急連絡体制、協議が想定される関係官公庁等も記載をすること。

8. 管理技術者及び技術者

- (1) 管理技術者は、上下水道部門技術士（下水道）とし、業務の全般にわたり技術

的管理を行わなければならない。

(2) 照査技術者は、上下水道部門技術士（下水道）とし、業務の全般にわたり技術的照査を行わなければならない。

(3) 受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

(4) 本業務着手時、成果品納入時（成果品案の打合せ時を含む）、第1期包括と第2期包括の業務引継ぎ時及び本業務の区切りにおける中間協議等には、管理技術者が出席するものとする。

9. 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

10. 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容の協議書及び協議記録等を作成し遅滞なく報告しなければならない。また、あらかじめ想定される協議を整理し委託者へ報告すること。関係官公庁等と委託者の協議には原則出席し、委託者へ協議内容の記録を提出すること。関係官公庁等との連絡調整も受託者が主体となっていり目的達成に必要な会議等を開くこと。

11. 成果品の審査

(1) 受託者は、業務完了時に委託者の成果品審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務完了後において、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

12. 引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、委託者の検査員の検査をもって、業務完了とする。

13. 支払方法

委託料の支払いは、本仕様書に定められている業務内容に基づいた報告書を確認し、部分払の回数1回以内及び業務完了払いとする。なお、年度毎に業務委託部分完了届を提出すること。

14. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者の協議によるものとする。

第2節 業務一般

1. 一般的事項

(1) 業務の実施に当って、受託者は監督員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(2) 本業務着手時及び検討業務の主要な区切りにおいて、委託者と受託者は打ち合

わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2. 業務上の疑義

業務上疑義の生じた場合は、監督員と協議の上、これらの解決に当らなければならない。

3. 業務の資料

本業務の根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

4. 参考文献の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名、該当頁等を明記しなければならない。

5. 現地調査

受託者は、現地を踏査し、下記事項について確認しておかなければならない。

地形、関連管渠等の位置、形状、管低高、放流先の状況、その他（用地境界、周囲の状況、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等）の検討に必要な事項

第3節 業務内容

1. 資料収集・整理

関係法令、関係施策、委託内容、施設・設備情報、運転・保全・水質情報、施設整備・更新情報、維持管理コスト情報、保守点検の内容、四日市市上下水道局の委託仕様書や約款、第2期包括の受託者選定に関する要綱や様式のほか、他都市における事例等、第2期包括の発注に必要な最新の資料を収集・整理する。

2. 維持管理状況の分析

現在の維持管理体制、運転管理・保守点検状況、修繕の状況、ユーティリティ（及び消耗品）の使用量、費用削減効果等を分析し、今後、第5節に示す対象施設の維持管理を行うにあたっての課題や対応策について検討し、整理する。

3. 第2期包括に係る事業説明の支援

受託者は委託者と連携して四日市市内部及び外部への事業説明用資料の作成を行い、委託者の事業説明を補助者として支援すること。

4. 第2期包括の事業スキームの検討

第5節に示す対象施設の維持管理業務にて第2期包括を実施するにあたっての基本条件（業務範囲、要求水準、契約年数等）や課題を整理し、適切な事業スキームを検討する。

特に、令和7年度に四日市市上下水道局が策定する下水道ストックマネジメント計画の内容を考慮し、ストックマネジメント計画との連携を可能とした事業スキームを検討すること。

5. スtockマネジメント計画策定業務の導入検討

第2期包括の業務範囲にストックマネジメント計画策定業務を含むことについての検討を行う。検討に当たっては、現在本市で利用している AMDB（アセットマネジメントデータベース）との連携、または新システムの利用との比較（ランニングコストを含めたコスト比較やシステムの性能比較等）を行うこと。

6. 民間事業者へのヒアリング等

第1期包括の受託者や近隣の公共団体で包括的民間委託を受託している民間事業者等に対して、必要に応じてヒアリング等を実施し、事業スキームに対する意向調査を行うこと。なお、ヒアリング等を実施する企業に関しては、委託者に選定根拠を示したうえで委託者の承諾を得ること。

7. 第2期包括の導入効果等の分析

第1期包括から第2期包括へ移行することに伴う維持管理費の縮減効果やサービス水準の向上効果等の導入効果を整理・分析すること。

8. 第2期包括の受託者選定審査委員会運営支援

本市の実情を踏まえ、包括的な維持管理業務の実施能力を有する民間事業者を適切に選定でき、かつ、競争性及び透明性の確保、コスト縮減、サービス水準の維持向上が実現できる第2期包括の受託者選定方式について検討すること。

委託方針の決定から第2期包括の受託者選定までに開催を予定する、市職員や学識経験者などにより構成された第2期包括の受託者選定審査委員会（第2期包括の受託者選定方式についての検討を行うこと）の資料作成を支援する。

第2期包括の受託者選定審査委員会資料作成の支援のほか、事務局の補佐として委員会に出席するとともに、第2期包括の受託候補者から提出された企画提案書の審査委員への説明用資料の作成、審査講評の整理等、選定手続き及び選定審査委員会運営全般に亘って支援を行う。また、第2期包括の受託候補者へのヒアリングは受託者が録音を行い、契約書の一部としての議事録作成を行うこと。（委員会開催費用、委員報酬等は委託者が負担するものとする。）なお、社会の状況を考慮した結果、リモートにて第2期包括の受託者選定審査委員会を開催する場合は、受託者の負担において第2期包括の受託者選定審査委員会を開催する場を設けること。

※第2期包括の包括受託者選定審査委員会が開催されなかった場合、本項目は設計変更の対象とする。

9. 要求水準事項の検討

第2期包括の対象となる維持管理業務について、第2期包括の受託者が満たすべき業務の水準（要求水準）及び遵守すべき事項、罰則規定、報奨規定等について検討する。

10. 法的制約等及びリスク分担の検討

法制度上の課題・制約・リスクの確認、適用可能な補助制度等の支援措置、国や他公共団体の動向等について確認・整理を行う。また、第2期包括において対象となる維持管理業務で発生するリスクを抽出し、第2期包括の委託者と受託者のリスク分担を検討する。

11. 発注資料等の作成

上記までの検討結果を踏まえ、業務範囲、業務内容、支払方法、要求水準書、リスク分担表、運転管理操作における各種業務の業務実施要領（保守点検業務や法定点検業務、メーカー点検業務、非常時業務、修繕業務、ユーティリティの調達・管理業務、運転操作監視業務等）、契約解除事由事項、損害賠償責任等が網羅された第2期包括の発注書類一式（契約書及び仕様書、金入り設計書等）を作成する。

併せて、第2期包括の受託者選定に必要な書類一式（募集実施要綱、企画提案書作成要領（様式含む）、評価基準、施設機能報告書等）を作成する。

なお、事業内容公表及び公告後の質問に対する回答案の作成や、発注書類の修正は本業務に含む。

12. 今後の実施スケジュール

第2期包括の業務開始までの今後の手続きについて検討し、第1期包括から第2期包括への移行を考慮したロードマップを作成する。また、ロードマップの実現に向けて、解決すべき課題や必要となる手続き等について取りまとめ、解決方法や、手続き等に必要書類を提出すること。

13. 報告書の作成

上記までの各種検討結果及び書類を含めた、第2期包括の事業者募集・選定及び契約に必要な書類等を作成し、報告書（議事録綴込み）として取りまとめる。（検討結果に至った経緯について、参照議事録や資料などを明確にし、簡潔にまとめること。また、必要資料などについては報告書へ添付すること。）

14. 成果品

本業務の成果品及び提出部数は、次のとおりとする。

- | | |
|---|----|
| ・ 報告書（第3節第14項記載のもの） | 2部 |
| ・ 金入り設計書（積算根拠もつけること） | 1部 |
| ・ 第2期包括の受託者選定審査委員会資料（議事録綴込）
（第2期包括の受託候補者へのヒアリング時の録音データ
及び第2期包括の受託候補者ヒアリングの議事録を含む）
（※第2期包括の受託者選定審査委員会が開催されなかった場合、本項目は不要。） | 1部 |
| ・ 第1期包括から第2期包括への移行ロードマップ | 1部 |
| ・ 打合せ議事録 | 1部 |
| ・ 電子データ（編集可能なデータ及びPDFデータ）（CD-R） | 1部 |

第4節 個人情報取扱事項

業務にあたっては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。

第 5 節 第 2 期包括対象施設

No.	施設名	所在地	下水道方式	能力等	備考
1	日永浄化センター第 2 系統	寿町 2-8	合流処理場	標準活性汚泥法 35,300m3/日	水処理は含まず、 汚泥処理のみ
	日永浄化センター第 3 系統	大字日永 1527-1	汚水処理場	標準活性汚泥法 32,400m3/日	
	日永浄化センター第 4 系統	日永東二丁目 1360	汚水処理場	ステップ流入式 多段硝化脱窒法 24,400m3/日	
	日永浄化センター焼却炉	寿町 2-8	合流処理場	流動床炉：2 炉	30t/日×2 炉 (休止中)
2	橋北ポンプ場	新浜町 17-45	合流ポンプ場	汚水 69.9m3/分 雨水 705.0m3/分	
3	納屋ポンプ場	浜町 5-15	合流ポンプ場	汚水 88.8m3/分 雨水 498.0m3/分	
4	阿瀬知ポンプ場	西末広町 1-17	合流ポンプ場	汚水 86.0m3/分 雨水 629.1m3/分	
5	常磐ポンプ場	曙町 28-1	合流ポンプ場	汚水 45.4m3/分 雨水 1548m3/分	
6	智積汚水中継ポンプ場	智積町 3199-1	汚水ポンプ場	汚水 14.5m3/分	
7	高砂ポンプ場	尾上町 20-4	汚水ポンプ場 雨水ポンプ場	汚水 3.6m3/分 雨水 79.4m3/分	
8	中央ポンプ場	日永東 1-3-1	汚水ポンプ場	汚水 61.0m3/分	
9	泊汚水中継ポンプ場	泊小柳町 2-16	汚水ポンプ場	汚水 4.9m3/分	
10	采女汚水中継ポンプ場	采女町 1846	汚水ポンプ場	汚水 6.0m3/分	
11	南部第 1 中継ポンプ場	松泉町 1	汚水ポンプ場	汚水 6.7m3/分	
12	南部第 2 中継ポンプ場	宮東町 2-60	汚水ポンプ場	汚水 6.0m3/分	
13	海山道汚水中継ポンプ場	海山道町 3-117-2	汚水ポンプ場	汚水 5.1m3/分	
14	波木汚水中継ポンプ場	波木町字加登美 880	汚水ポンプ場	汚水 3.5m3/分	
—	磯津中継ポンプ場	大字塩浜 3053-2	汚水ポンプ場	汚水 2.5m3/分	真空式下水道 保守点検含まず
15	朝日町ポンプ場	西末広町 1-17	雨水ポンプ場	雨水 688m3/分	
16	富田浜元地下ポンプ場	富田浜元町 1760	雨水ポンプ場	雨水 9.0m3/分	
17	富田浜元第 2 地下ポンプ場	富田浜元町 1761	雨水ポンプ場	雨水 20m3/分	
18	富田浜地下ポンプ場	富田浜町 2266	雨水ポンプ場	雨水 20m3/分	
19	富田浜第 2 地下ポンプ場	富田浜町 4-9	雨水ポンプ場	雨水 20m3/分	
20	茂福北村地下ポンプ場	南富田町 33	雨水ポンプ場	雨水 25m3/分	

No.	施設名	所在地	下水道方式	能力等	備考
21	三滝通第1地下ポンプ場	元新町 6	雨水ポンプ場	雨水 57m3/分	
22	三滝通第2地下ポンプ場	諏訪町 15	雨水ポンプ場	雨水 57m3/分	
23	本町地下ポンプ場	本町	雨水ポンプ場	雨水 24m3/分	
24	浜田地下ポンプ場	北浜田町	雨水ポンプ場	雨水 65m3/分	
25	八剣地下ポンプ場	赤堀 3 丁目	雨水ポンプ場	雨水 80m3/分	
26	新正地下ポンプ場	新正 4 丁目 62・1	雨水ポンプ場	雨水 42m3/分	
27	大井の川地下ポンプ場	大井の川町 1・3844・3	雨水ポンプ場	雨水 20m3/分	
28	塩浜地下道地下ポンプ場	馳出町 1・53	雨水ポンプ場	雨水 1.0m3/分	
29	磯津第3地下ポンプ場	大字塩浜	雨水ポンプ場	雨水 4.0m3/分	
30	磯津第6地下ポンプ場	大字塩浜	雨水ポンプ場	雨水 4.5m3/分	
31	小倉新田地下ポンプ場	楠町小倉	雨水ポンプ場	雨水 5.0m3/分	
32	吉崎地下ポンプ場	楠町吉崎	雨水ポンプ場	雨水 10m3/分	
33	富田浜元町 28 区画 地下ポンプ場	富田浜元町	雨水ポンプ場	雨水 14m3/分	
—	安島地下ポンプ場	安島二丁目 5・3	雨水ポンプ場	雨水 50m3/分	保守点検含まず
—	納屋運河地下ポンプ場	尾上町	雨水ポンプ場	雨水 50m3/分	保守点検含まず
34	富田二丁目雨水調整池	富田二丁目	雨水貯留施設	貯量 11,000m3	
35	富田四丁目雨水調整池	富田四丁目	雨水貯留施設	貯量 654m3	
36	別名六丁目雨水調整池	別名六丁目	雨水貯留施設	貯量 647m3	
37	日永西一丁目雨水調整池	日永西一丁目	雨水貯留施設	貯量 845m3	
38	諏訪公園雨水調整池	諏訪栄町 22	雨水貯留施設	貯量 20,400m3	
39	阿瀬知雨水 1 号幹線施設	朝日町地内	雨水貯留施設	貯量 14,200m3	
40	中央通り貯留管排水施設	四日市市三栄町	雨水貯留施設	貯量 400m3	
41	浜田通貯留管施設	鵜の森一丁目・浜田町 北浜田町・中浜田町 九の城町・十七軒町 昌栄町	雨水貯留施設	貯量 15,290m3	
42	水と緑のせせらぎ広場 (下水道親水事業)	東富田町 富田一色町	広場	—	広場の景観管理業務
43	橋北滞水池	新浜町	雨水貯留施設	貯量 800m3	
44	納屋滞水池	浜町	雨水貯留施設	貯量 800m3	
45	阿瀬知・常磐貯留管	北浜田町・新正 十七軒町	雨水貯留施設	貯量 2,000m3	